

共 助 第 2 8 1 号
平成 2 9 年 8 月 9 日

特定非営利活動法人ケアフレンドひまわり
代表理事 増田 喜代子 様

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長 影沢 政司

市民への説明の要請について

貴法人に対して下記1のとおり情報が寄せられました。

つきましては、別添の「埼玉県における『NPO法の運用方針』」に基づき、下記2により、市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、埼玉県まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

記

1 貴法人に係る情報の概要

- (1) 貴法人が運営する障害福祉サービス事業所の元職員（元法人理事）が平成27年に利用者に対する準強姦で起訴され、平成29年3月に有罪が確定した。
- (2) 1 (1) について、行田市が県（障害者支援課）に対し「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく虐待であると報告を行い、平成29年6月16日付けで、県が貴法人に対し改善措置を講じるよう文書による指導を行った。

2 市民への説明の内容

(1) 説明を求める内容

- ア 上記1についての事実関係並びにその釈明について
- イ これまでに取り組んだ改善策について
- ウ 再発防止に向けた今後の改善策について

(2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴団体の

検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあり、報告いただいた書面の、県のホームページへの掲載によって代替することもできます。

- ・貴団体の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴団体が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。

なお、説明文書の記載に当たっては、事件の性質上被害者等の特定がされないよう留意してください。

(3) 説明の期限

平成29年9月6日（水）

(4) 埼玉県への書面報告期限

平成29年9月8日（金）必着

3 市民への説明についての問合せ及び提出先

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 総務・NPO認証担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話番号 048-830-2823